

## 再契約申請における質疑応答集

○皆さんから、お問い合わせがありそうな質問項目について、回答集を作成しましたので御参照ください。

○ご不明な点につきましては、お手数でも宮城県応急仮設住宅契約事務センター（電話 022-745-0565）までお問い合わせ願います。

**Q 1 再契約の契約期間はいつまで延長されるのでしょうか。**

A 1 現在取り交わしている県借上げ契約書（原契約）に記載されている契約終期の翌日から1年間となります。

例 契約終期が、平成25年4月30日の場合

再契約期間 平成25年5月1日～平成26年4月30日

**Q 2 応急仮設住宅の供与期間の延長の取扱いは、いつまで続くのでしょうか。**

A 2 応急仮設住宅の供与期間のさらなる延長については、県内の災害公営住宅建設等復旧・復興の進捗状況などを考慮しながら、国で随時判断されていくことになると考えています。県では、さらなる延長について国へ要望しているところです。

**Q 3 宮城県借上げ住宅再契約申請書兼誓約書は、誰が記入するものですか。**

A 3 入居様様が御記入願います。

**Q 4 入居開始時と現在の入居世帯の状況に相違がありますが、どのようにすれば良いのでしょうか。**

A 4 現在の契約内容（入居者名、入居人数）に相違がある場合は、変更手続きが必要な場合がありますので、お手元に現在取り交わしている県借上げ契約書（原契約）を御用意の上、お問い合わせ願います。

**Q 5 宮城県借上げ住宅再契約申請書兼誓約書の記入を誤りましたが、訂正は可能でしょうか。**

A 5 宮城県借上げ住宅再契約申請書兼誓約書の上部に入居様様の捨印を押した上で、訂正箇所を二重線で引き、近接する余白部に正しく御記入願います。

**Q 6 定期建物賃貸借契約書（再契約）に押印する印鑑の指定はありますか。**

A 6 インキ浸透印（シャチハタ等）以外の印鑑となります。

Q 7 宮城県が加入する損害保険は、どのような内容でしょうか。

A 7 保険内容は下表のとおりです。

建物の構造	借家人賠償	個人賠償	家財保険	
			火災	地震
鉄骨・コンクリート造	2,000万円	1億円	100万円	50万円
木造				46.6万円

Q 8 原契約において、入居当初に入居者自身が加入した損害保険の取扱いはどのようなになるのでしょうか。

A 8 入居者様自身が加入した損害保険を継続した場合の費用は、入居者様の負担となります。

Q 9 退去修繕負担金は対象となりますか。

A 9 退去修繕負担金は、退去時の原状回復費用として、県借上げ契約（原契約）時に賃料の2か月分をお支払いしておりますが、再契約に当たっては、入居者様が実際に退去するわけではありませんので、対象外としております。

Q 10 生活必需品負担金は対象となりますか。

A 10 生活必需品負担金は、県借上げ契約（原契約）時に設置した費用を負担するものですので、再契約では対象外としております。

Q 11 印字されている内容に相違がありますが、訂正すれば良いのでしょうか。

A 11 印字内容については、現在の契約内容となっております。相違がある場合は、変更手続きが必要な場合がありますので、お手元に現在取り交わしている県借上げ契約書（原契約）を御用意の上、お問い合わせ願います。

Q 12 定期建物賃貸借契約書（再契約）の記入を誤りましたが、訂正は可能でしょうか。

A 12 定期建物賃貸借契約書（再契約）の上部に貸主様及び入居者様の捨印を押した上で、訂正箇所を二重線で引き、近接する余白部に正しく御記入願います。

なお、仲介業者様に関する内容に訂正がある場合は、仲介業者様の捨印も必要となります。

Q 13 定期建物賃貸借契約書（再契約）を汚損、又は紛失しましたが、再発行は可能でしょうか。

A 13 再発行するためには、「再発行申請書」が必要となりますので、お問い合わせ願います。

お問い合わせ先 宮城県応急仮設住宅契約事務センター 電 話：022-745-0565
--